

栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書

(平成19年度)

栃木県

目 次

本 編

第 1 章 環境基準等

1 環境基準	-----	1
2 指針	-----	4

第 2 章 一般環境大気測定局、自動車排出ガス測定局の常時監視

1 監視体制	-----	5
2 測定結果の概要		
(1) 環境基準等の達成状況	-----	10
(2) 各項目の状況	-----	14

第 3 章 有害大気汚染物質等の常時監視

1 測定方法	-----	23
(1) 有害大気汚染物質		
(2) ダイオキシン類		
2 測定結果の概要		
(1) 環境基準等の達成状況	-----	24
(2) 各項目の状況	-----	27

第 4 章 大気汚染定期監視結果

1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量調査結果	-----	32
2 酸性降下物量調査結果	-----	33
3 湿性沈着量調査結果	-----	34
4 フロン類等モニタリング調査結果	-----	35
5 アスベスト環境調査結果	-----	36

資料編

1 凡例

2 一般環境大気測定局測定結果

(1) 年間値測定結果

(2) 月間値測定結果

(3) 経年測定結果

(4) 年間風速風配図

3 自動車排出ガス測定局測定結果

(1) 年間値測定結果

(2) 月間値測定結果

(3) 経年測定結果

4 有害大気汚染物質調査結果

5 ダイオキシン類調査結果

6 光化学スモッグ緊急時発令状況等

(1) 光化学スモッグ注意報等発令地域区分

(2) 光化学スモッグ緊急時発令状況の経年変化

(3) 光化学スモッグ緊急時発令状況等一覧表

第1章 環境基準等

1 環境基準

環境基準とは、個々の汚染物質の排出者を規制する排出基準とは異なり、政府が定める環境施策に係る行政上の目標であり、環境基本法（平成5年法律第91号）第16条において「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。

大気の汚染に係る環境基準は、わが国初の環境基準として、硫黄酸化物について昭和44年2月に閣議決定された。その後、項目が順次追加され、二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の5物質に係る環境基準について、昭和48年5月8日付け環境庁告示第25号にて公示され、併せて硫黄酸化物に係る環境基準は廃止された。その後、二酸化硫黄及び二酸化窒素に係る環境基準の改定が行われた。

ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準については、平成9年2月4日付け環境庁告示第4号にて公示され、ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンについて環境基準が設定された。その後、平成13年4月20日付け環境省告示第30号にて、ジクロロメタンが追加された。

ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壤の汚染に係る環境基準については、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第7条の規定に基づき、平成11年12月27日付け環境省告示第68号にて公示された。

大気の汚染に係る環境基準は表1-1、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は表1-2、ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準は表1-3のとおりである。

表1 - 1 大気の汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	環境基準による大気汚染の評価
二酸化硫黄 (S O ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	長期的評価及び短期的評価
二酸化窒素 (N O ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	98% 値評価 (長期的評価に相当)
一酸化炭素 (C O)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	長期的評価及び短期的評価
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価 (短期的評価に相当)
浮遊粒子状物質 (S P M)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	長期的評価及び短期的評価

(注) 1 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート(P A N)等の酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。

2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10 μm以下のものをいう。

3 長期的評価とは、1年間にわたる測定結果を長期的に観察したうえで評価を行うことをいう。

(1) 二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%にある測定値[例えば、年間有効測定日(*)が365日の場合には7 (= 365 × 0.02、四捨五入)個の測定値]を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価を行う。

ただし、1日平均値につき環境基準を超える日が2日以上連続した場合は未達成と評価する。

(2) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98% [例えば、年間有効測定日が355日の場合には348 (= 355 × 0.98)番目]に当たる値(1日平均値の年間98%値)を環境基準と比較して評価を行う。

*有効測定日とは、1日20時間以上測定を実施した日をいう。

4 短期的評価とは、測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は各1時間値を環境基準と比較して評価を行うことをいう。

表1 - 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。

表1 - 3 ダイオキシン類による大気の汚染に係る環境基準

媒 体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m ³

(注) 1 基準値は、2, 3, 7, 8 - 四塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシンの毒性に換算した値とする。

2 環境基準に係る評価は、年間平均値で行う。

2 指針

(1) 濃度指針

大気中の炭化水素濃度の指針は、昭和51年8月に中央公害対策審議会答申において示された。

炭化水素濃度指針は、表1-4のとおりである。

なお、この濃度指針は、光化学オキシダントの環境基準を達成するために定められた炭化水素排出抑制にあたっての行政上の目標である。

表1-4 大気汚染に係る濃度指針

物 質	環 境 上 の 条 件
炭化水素	午前6時から午前9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下であること。

(2) 指針値

環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値（指針値）は、平成15年7月の中央環境審議会第七次答申において、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びニッケル化合物について、平成18年11月の中央環境審議会第八次答申において、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンについて設定された。これらの指針値は、表1-5のとおりである。

なお、この指針値とは、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであり、大気モニタリングの評価にあたっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

表1-5 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために指針となる数値

（指針値）

物 質	指 針 値
アクリロニトリル	年平均値 2 μg / m ³ 以下
塩化ビニルモノマー	年平均値 10 μg / m ³ 以下
水銀	年平均値 0.04 μg Hg / m ³ 以下
ニッケル化合物	年平均値 0.025 μg Ni / m ³ 以下
クロロホルム	年平均値 18 μg / m ³ 以下
1,2-ジクロロエタン	年平均値 1.6 μg / m ³ 以下
1,3-ブタジエン	年平均値 2.5 μg / m ³ 以下

第2章 一般大気環境測定局、自動車排出ガス測定局 の常時監視

1 監視体制

県及び宇都宮市では、大気汚染防止法に基づき大気汚染の状況を監視するため、「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務処理基準（平成13年5月21日制定）」及び「環境大気常時監視マニュアル 第5版（環境省水・大気環境局）」に準拠して、大気環境測定を行い、大気環境情報システム（テレメータシステム）によりデータを収集・処理している。

なお、平成19年度における大気汚染監視網は、図2-1のとおりである。各測定地点（測定期間）の所在地及び測定項目等は、表2-1のとおりである。

（1）測定期間

平成19年4月1日～平成20年3月31日

（2）測定地点

ア 一般環境測定期間

16市町の25地点で主に市役所・町役場に設置

　　県設置 18局、宇都宮市設置 7局

イ 自動車排出ガス測定期間

10市町の国道、県道の沿道11地点に設置

　　県設置 9局、宇都宮市設置 2局

（3）測定項目

ア 環境基準設定項目

二酸化硫黄、二酸化窒素（一酸化窒素も併せて測定）、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質

イ 指針設定項目

非メタン炭化水素（メタンも併せて測定）

ウ 気象項目

風向、風速、温度、湿度

*注：気象の観測については、大気汚染に関する研究等のために実施しているものであり、
気象業務法第6条第3項の規定に基づく観測施設の届出はしておりません。

（4）大気環境情報システム

県及び宇都宮市では大気環境情報システムを構築し、全測定期間からの測定データをデジタル回線にて保健環境センター内大気汚染監視室で集中監視しており、大気汚染状況を迅速に把握し、光化学スモッグ注意報等の発令により緊急時の対策を講じる等被害発生の未然防止を図っている。

また、県では、電話応答装置や大型プロジェクターによる情報提供のほか、「とちぎの青空」ホームページを開設し、インターネットによる情報提供を行っている。

なお、大気環境情報システム構成図は図2-2のとおりである。

【とちぎの青空】

パソコン向けサイト : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/eco/kankyou/hozan/aozora.html>

携帯電話向けサイト : <http://www.pref.tochigi.lg.jp/m/aozora/>

電話応答装置 : 028-673-9180



図 2 - 1 大気汚染監視網

(平成19年4月1日現在)

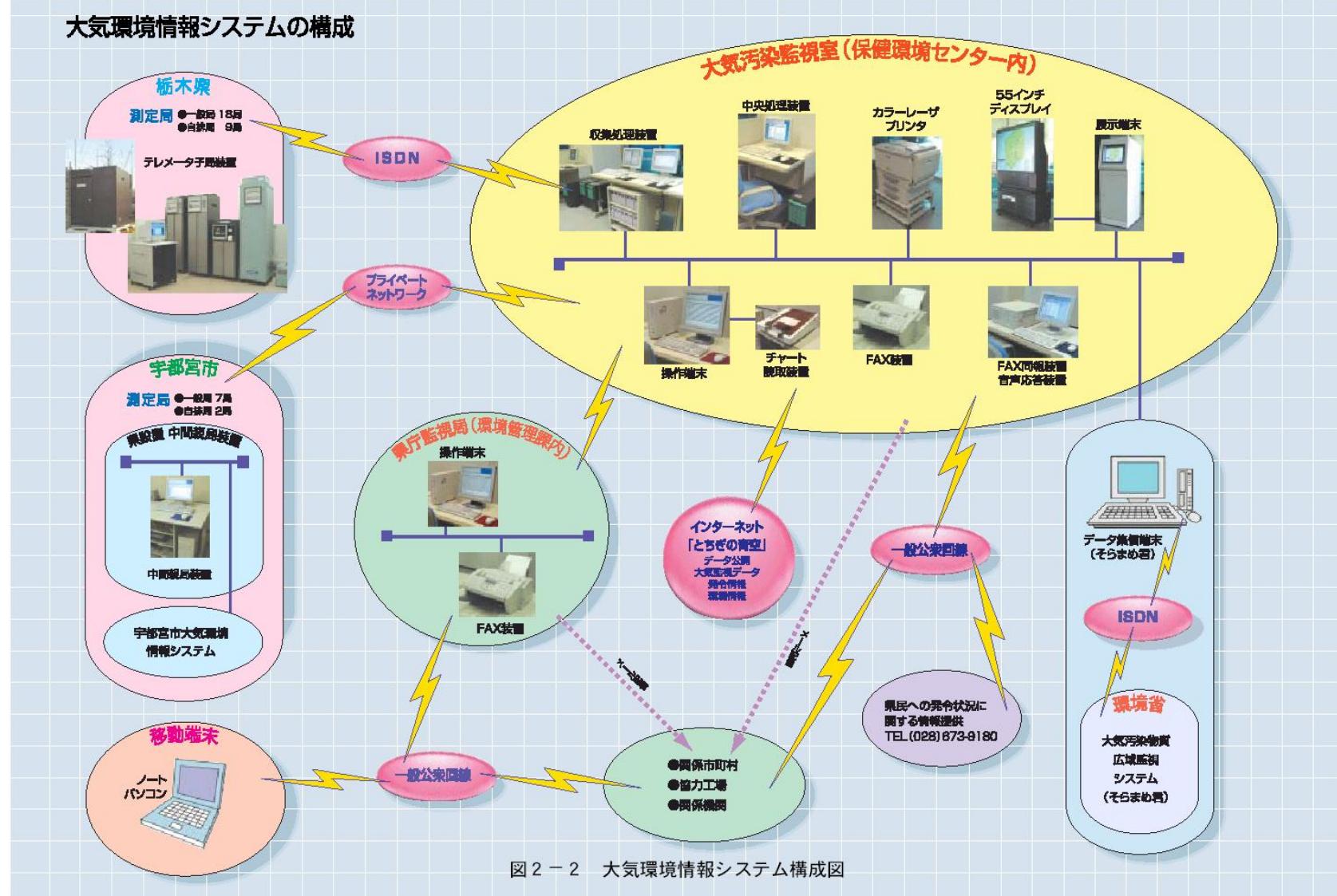
(2) 自動車排出ガス測定局

番号	市町村名	測定局名	令別表第3の区分	用途地域	所 在 地	対象道路 (車道端からの距離)	測定項目					
							SO ₂	NO ₂	CO	NMHC	T-HC	SPM
1	宇都宮市	大通り	23	商	宇都宮市馬場通り1-1-11	主要地方道宇都宮烏山線(大通り) (5m)						
2	宇都宮市	平出	23	未	宇都宮市平出町1260	国道4号 (2m)						
3	足利市	けやき小学校	2302	住	足利市柳原861	主要地方道足利環状線 (1m)						
4	栃木市	平柳町交差点	2303	住	栃木県平柳町2	主要地方道宇都宮栃木線 / 県道栃木環状線 (8m / 4m)						
5	佐野市	田島Y字路交差点	2302	準工	佐野市田島町127-3	主要地方道佐野行田線 (4m)						
6	鹿沼市	府所歩道橋	23	商	鹿沼市府所本町2	国道293号 (3m)						
7	日光市	春日町分庁舎	100	商	日光市今市511	国道119号 (3m)						
8	小山市	中央町交差点	2303	商	小山市城山町2-1-26	国道4号 / 県道小山停車場線 (10m / 2m)						
9	真岡市	高間木歩道橋	23	商	真岡市熊倉町2-5-1	主要地方道真岡上三川線 (5m)						
10	矢板市	片岡公民館	100	住	矢板市片岡2098	国道4号 (5m)						
11	上三川町	上蒲生歩道橋	100	住	上三川町しらさぎ2-1-11	国道4号 (5m)						

(注) 1 測定局1及び2は、宇都宮市が設置。

2 18及び19年度における測定項目の変更：なし。

大気環境情報システムの構成



2 測定結果の概要

(1) 環境基準等の達成状況

平成19年度における環境基準等の達成状況（一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局）を表2-2に示す。各測定局における環境基準達成状況を表2-3に、また、その経年変化を表2-4に示す。

なお、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局については、環境基準による大気汚染の評価の対象としないこととされているが、平成19年度はすべての測定局がすべての項目について6,000時間以上測定した。

ア 二酸化硫黄

すべての測定局（13局）で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成した。

イ 二酸化窒素

すべての有効測定局（30局）で環境基準を達成した。

ウ 一酸化炭素

すべての測定局（8局）で環境基準（長期的評価及び短期的評価）を達成した。

エ 光化学オキシダント

すべての測定局（20局）で環境基準を達成できなかった。

オ 非メタン炭化水素

11測定局中2測定局で指針値を達成した。

カ 浮遊粒子状物質

長期的評価では、すべての測定局（36局）で環境基準を達成した。

短期的評価では、36測定局中11測定局で環境基準を達成した。

表2-2 大気の汚染に係る環境基準達成状況

測定項目	評価方法	区分	一般局	自排局	合計
二酸化硫黄 (SO ₂)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	11/11	2/2	13/13
		達成率(%)	100	100	100
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	11/11	2/2	13/13
		達成率(%)	100	100	100
二酸化窒素 (NO ₂)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	19/19	11/11	30/30
		達成率(%)	100	100	100
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	2/2	6/6	8/8
		達成率(%)	100	100	100
一酸化炭素 (CO)	長期的評価	達成局数／有効測定局数	0/20	-	0/20
		達成率(%)	0.0	-	0.0
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	2/2	6/6	8/8
		達成率(%)	100	100	100
光化学オキシダント (O _x)	短期的評価	達成局数／有効測定局数	25/25	11/11	36/36
		達成率(%)	100	100	100
	長期的評価	達成局数／有効測定局数	9/25	2/11	11/36
		達成率(%)	36.0	18.2	30.6
浮遊粒子状物質 (SPM)	长期的評価	達成局数／有効測定局数	0/20	-	0/20
		達成率(%)	0.0	-	0.0
	短期的評価	達成局数／有効測定局数	2/2	6/6	8/8
		達成率(%)	100	100	100

（注）1 長期的評価とは、年間にわたる測定結果を長期的に観察した上で評価することをいう。

2 短期的評価とは、連続又は隨時に行なった測定結果により、測定を行なった日又は時間について評価することをいう。

3 有効測定局とは、測定時間が6,000時間以上の測定局をいう。

4 一般局とは一般環境大気測定局、自排局とは自動車排出ガス測定局をいう。

表2-3 平成19年度における測定局別環境基準等達成状況

(1) 一般環境大気測定局

番号	市町村名	測定局名	二酸化硫黄		二酸化窒素 長期的評価	一酸化炭素		光化学オゾン 短期的評価	非メタ炭化水素 濃度指針	浮遊粒子状物質	
			長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価			長期的評価	短期的評価
1	宇都宮市	中央	○		○			×	×	○	
2		泉が丘小学校								○	×
3		雀宮中学校	○		○			×			×
4		瑞穂野北小学校								○	×
5		細谷小学校			○						×
6		清原			○						×
7		河内			○			×		○	×
8	足利市	足利市役所	○	○				×	×		
9	栃木市	栃木市役所			○			×			×
10	佐野市	佐野市役所本庁舎	○	○	○			×			
11		佐野市役所葛生庁舎									×
12	鹿沼市	鹿沼市役所	○	○	○			×		○	
13	日光市	日光総合支所						×		○	
14		今市小学校	○		○			×			
15		藤原総合支所	○	○				×		○	○
16	小山市	小山市役所	○		○	○	○	×	×		×
17	真岡市	真岡市役所			○			×			×
18	大田原市	大田原市役所			○			×		○	×
19	矢板市	矢板市役所			○			×			×
20	那須塩原市	黒磯保健センター	○	○	○	○	○	×	×	○	×
21	那須烏山市	県南那須庁舎	○					×		○	×
22	上三川町	上三川町役場			○			×			×
23	益子町	益子町役場						×			
24	野木町	野木町役場			○			×		○	×
25	那珂川町	那珂川町小川庁舎						×			
達成局数			11	11	19	2	2	0	1	25	9
総局数(有効測定総局数)			11		19	2		20	5	25	
達成率(%) [達成局数/総局数×100]			100	100	100	100	100	0	20.0	100	36.0

(注) 1 測定局1~6は、宇都宮市が設置。

2 “ ”は環境基準等達成、“ × ”は未達成を示す。なお、空欄は測定を実施していないことを示す。

(2) 自動車排出ガス測定局

番号	市町村名	測定期名	二酸化硫黄		二酸化窒素 長期的評価	一酸化炭素		非メタン炭化水素 濃度指針	浮遊粒子状物質	
			長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価		長期的評価	短期的評価
1	宇都宮市	大通り			○	○	○	×		×
2		平出						×		×
3	足利市	けやき小学校			○	○	○	×		
4	栃木市	平柳町交差点			○	○	○	×		×
5	佐野市	田島Y字路交差点			○					×
6	鹿沼市	府所歩道橋			○					○
7	日光市	春日町分庁舎			○					×
8	小山市	中央町交差点			○	○	○	×		×
9	真岡市	高間木歩道橋			○					×
10	矢板市	片岡公民館			○	○	○	○		×
11	上三川町	上蒲生歩道橋			○					×
達成局数			2	2	11	6	6	1	11	2
総局数(有効測定総局数)				2	11	6		6	11	
達成率(%) [達成局数/総局数×100]			100	100	100	100	100	16.7	100	18.2

(注) 1 測定期1及び2は、宇都宮市が設置。

2 “ ”は環境基準等達成、“ × ”は未達成を示す。なお、空欄は測定を実施していないことを示す。

(2) 各項目の状況

ア 二酸化硫黄 (SO₂)

(ア) 一般環境大気測定期

11測定期で常時監視を実施している。19年度は、全測定期の年平均値が0.001ppmであり、長期的に減少傾向にある。

環境基準は、長期的評価、短期的評価ともすべての測定期で環境基準を達成している。

(イ) 自動車排出ガス測定期

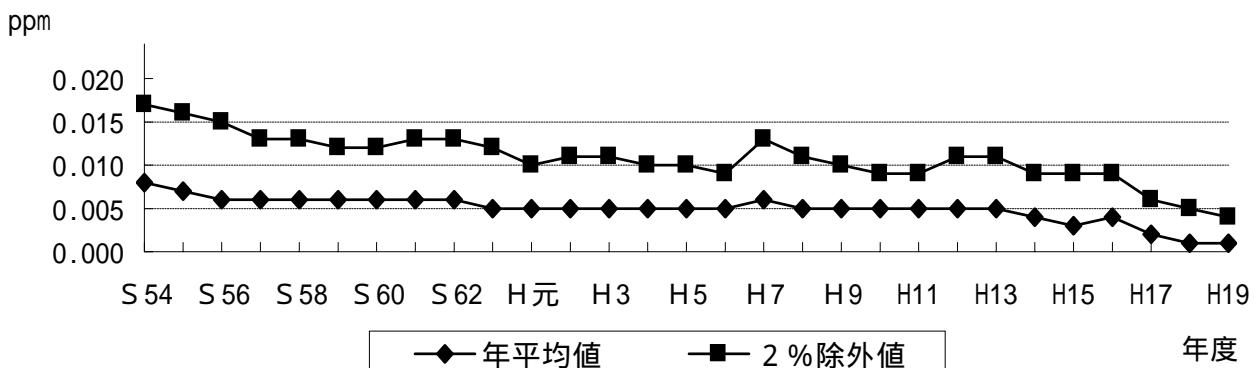
18年度から2測定期で測定を実施している。19年度は2測定期の年平均値が0.001ppmであった。

環境基準は、長期的評価、短期的評価ともすべての測定期で環境基準を達成している。

これまでの燃料の低硫黄化、工場指導等により、工場・事業場からの汚染物質の排出量は着実に削減が図られているものと考えられる。

二酸化硫黄濃度の推移〔一般局：年平均値・2%除外値〕

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下



平成19年度 月別二酸化硫黄濃度(一般局)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)	0.006	0.007	0.006	0.005	0.006	0.006	0.006	0.008	0.008	0.010	0.010	0.005
平均値(ppm)	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.002	0.002	0.002	0.001	0.001

日平均値の最高値

二酸化硫黄濃度の年平均値上位測定期(一般局)

市町村名	測定期名	年平均値 (ppm)	日平均値の 2%除外値 (ppm)	日平均値が0.04 ppmを超えた日数	1時間値が0.1 ppmを超えた時 間数	2日連続 超過の有 無
宇都宮市	中央	0.002	0.006	0	0	無
日光市	藤原総合支所	0.003	0.007	0	0	無
佐野市	佐野市役所本庁舎	0.002	0.007	0	0	無

イ 二酸化窒素 (NO₂)

(ア) 一般環境大気測定局

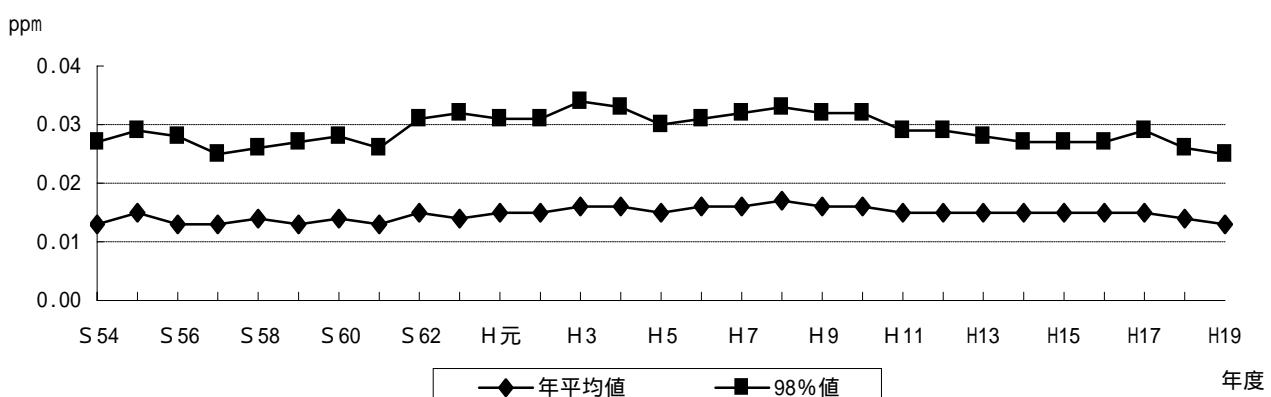
19測定局で常時監視を実施している。19年度は、全測定局の年平均値が0.013ppmであり、ほぼ横ばいの傾向にある。

環境基準は、引き続きすべての測定局で達成している。

なお、一酸化窒素 (NO) の19測定局の年平均値は、0.005ppmであった。

二酸化窒素濃度の推移〔一般局：年平均値・98%値〕

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下



平成19年度 月別二酸化窒素濃度(一般局)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)	0.028	0.033	0.035	0.029	0.028	0.026	0.031	0.042	0.039	0.039	0.042	0.037
平均値(ppm)	0.013	0.013	0.013	0.011	0.012	0.012	0.013	0.016	0.017	0.016	0.016	0.014

日平均値の最高値

二酸化窒素濃度の年平均値上位測定局(一般局)

市町村名	測定局名	年平均値(ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	日平均値が0.06 ppmを超えた日数
宇都宮市	中央	0.019	0.029	0
上三川	上三川町役場	0.018	0.035	0
栃木市	栃木市役所	0.017	0.030	0

(イ)自動車排出ガス測定局

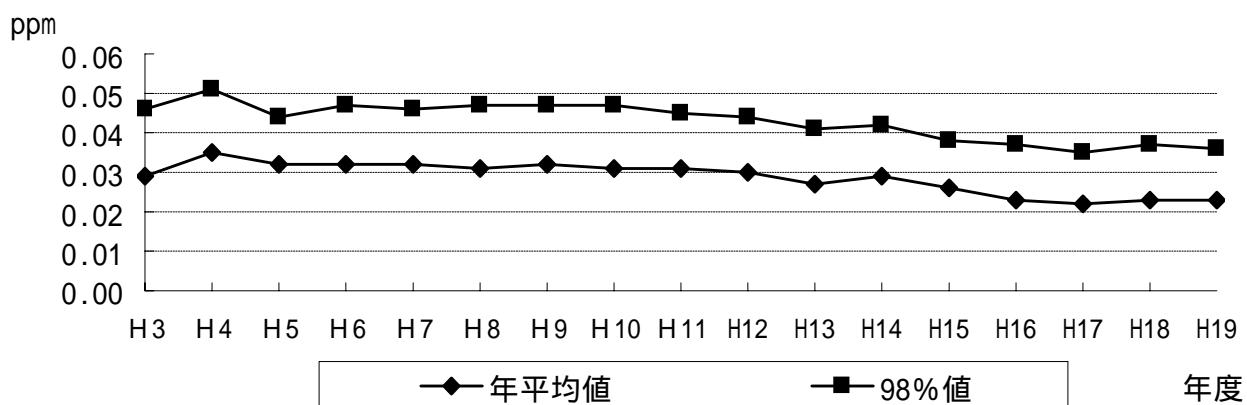
11測定局で常時監視を実施している。その結果は、全測定局の年平均値は0.023ppmで、近年減少傾向にある。

環境基準は、引き続きすべての測定局で達成している。

なお、一酸化窒素（NO）の11測定局の年平均値は、0.025ppmであった。

二酸化窒素濃度の推移〔自排局：年平均値・98%値〕

環境基準：1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下



平成19年度 月別二酸化窒素濃度(自排局)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)	0.058	0.060	0.053	0.045	0.054	0.047	0.044	0.049	0.047	0.047	0.051	0.052
平均値(ppm)	0.025	0.024	0.023	0.020	0.020	0.020	0.022	0.024	0.025	0.025	0.026	0.026

日平均値の最高値

二酸化窒素濃度の年平均値上位測定局(自排局)

市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の年間98%値(ppm)	日平均値が0.06ppmを超えた日数
宇都宮市	平出	0.036	0.054	0
小山市	中央町交差点	0.031	0.044	0
宇都宮市	大通り	0.029	0.039	0

ウ 一酸化炭素(CO)

(ア) 一般環境大気測定局

2測定局で常時監視を実施している。その結果は、全測定局の年平均値が0.3ppmであり、長期的に減少傾向にある。

環境基準は、すべての測定局で達成している。

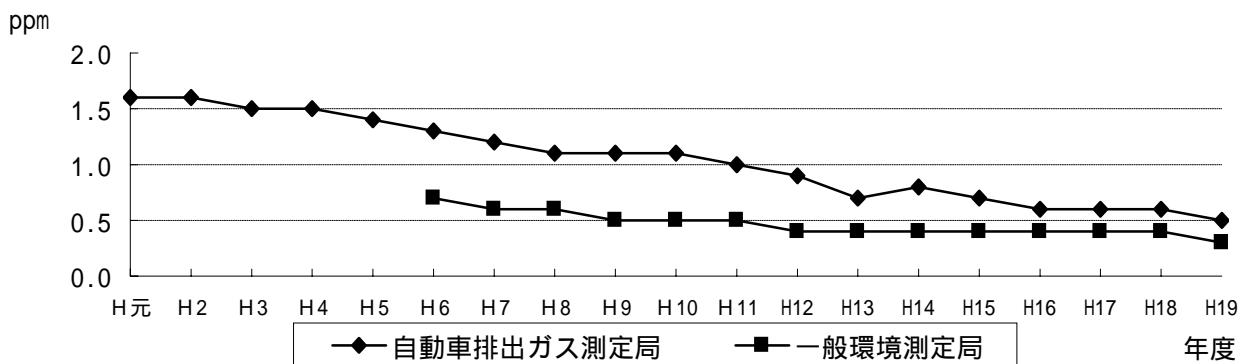
(イ) 自動車排出ガス測定局

6測定局で常時監視を実施している。その結果は、全測定局の年平均値が0.5ppmであり、自動車排出ガス規制の強化に伴い、長期的には減少傾向にある。

環境基準は、すべての測定局で達成している。

一酸化炭素濃度の推移〔一般局及び自排局：年平均値〕

環境基準：1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下



平成19年度 月別一酸化炭素濃度(自排局)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)	1.1	0.9	1.2	1.0	0.9	1.0	1.2	1.5	1.4	1.4	1.1	1.2
平均値(ppm)	0.5	0.5	0.5	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.7	0.6	0.6	0.5

日平均値の最高値

一酸化炭素濃度の年平均値上位測定局(自排局)

市町村名	測定局名	年平均値 (ppm)	日平均値の2% 除外値(ppm)	日平均値が 10ppmを超えた 日数	8時間平均値が 20ppmを超えた日 数	2日連続 超過の有 無
小山市	中央町交差点	0.8	1.2	0	0	無
栃木市	平柳町交差点	0.6	1.0	0	0	無
宇都宮市	大通り	0.6	1.0	0	0	無

工 光化学オキシダント (O_x)

一般環境大気測定局20測定局で常時監視を実施している。19年度は、昼間(5~20時)の1時間値の年平均値が0.032ppmであり、若干増加傾向にある。

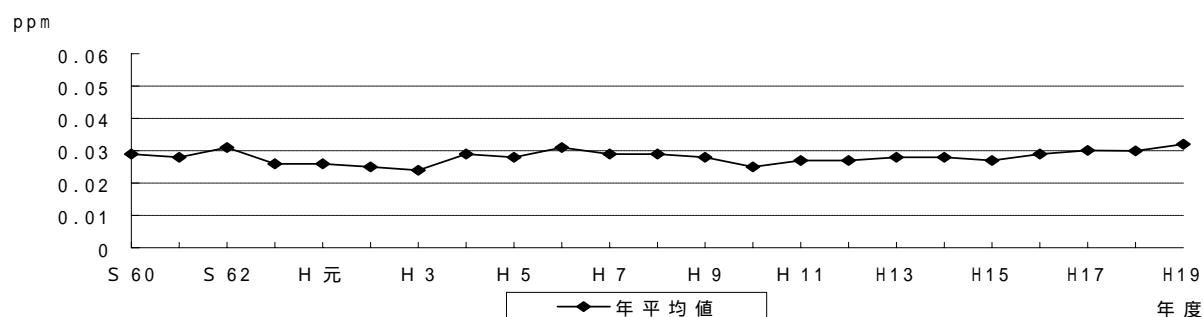
環境基準は、全ての測定局で環境基準(1時間値が0.06ppm以下)を達成していない。

県では、光化学スモッグ発生予報及び発令業務を、毎年4月1日から9月30日までの183日間実施しているが、19年度は、注意報を16日発令した。

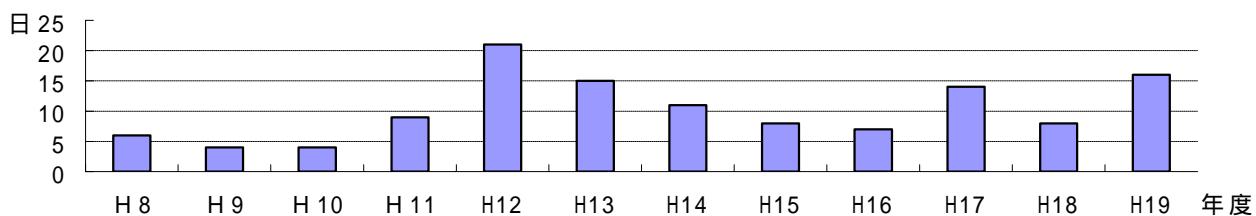
地域別発令状況は、県南西部が12日、県南部が13日、県南東部が4日、県中央部が8日、県東部が0日、県北西部が1日、県北東部が1日であった。

19年度は県南部で健康被害があり、7月25日に屋外で野球の練習をしていた児童21名が目やのどが痛かった、息苦しかったとの症状を訴えた。

光化学オキシダント濃度の推移〔昼間の1時間値の年平均値〕



光化学スモッグ注意報発令日数の経年変化



平成19年度　　昼間(5~20時)の光化学オキシダント濃度〔月別〕

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppm)	0.117	0.137	0.139	0.161	0.187	0.137	0.080	0.064	0.051	0.055	0.066	0.087
平均値(ppm)	0.042	0.050	0.045	0.028	0.040	0.028	0.025	0.020	0.017	0.021	0.029	0.037

1時間値の最高値

光化学オキシダント濃度の昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数上位測定局

市町村名	測定局名	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数	昼間の1時間値の年平均値(ppm)
宇都宮市	雀宮中学校	758	13	0.034
佐野市	佐野市役所本庁舎	731	23	0.033
栃木市	栃木市役所	699	27	0.033
小山市	小山市役所	695	24	0.032
野木町	野木町役場	624	14	0.032

オ 非メタン炭化水素 (NMHC)

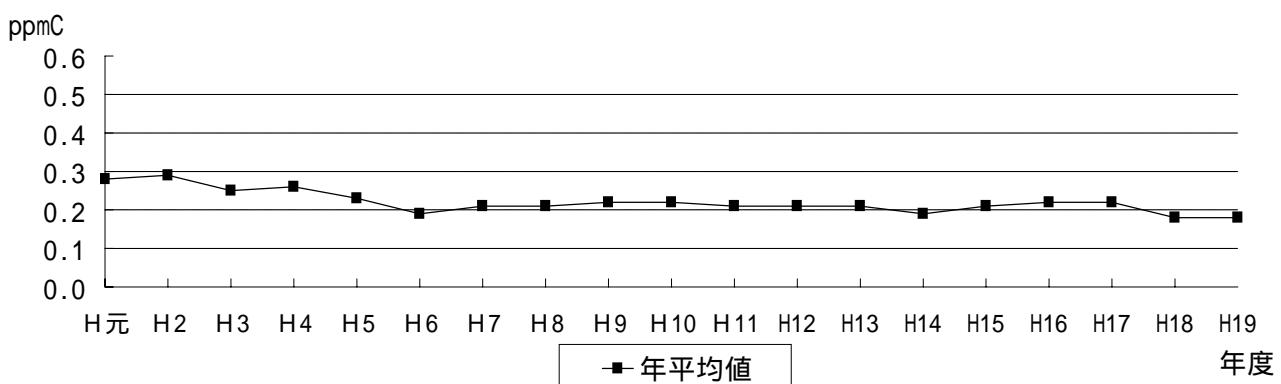
(ア) 一般環境大気測定期

5 測定期で常時監視を実施している。19年度は、全測定期の6～9��における年平均値が0.18ppmCであり、近年ほぼ横ばい状況にある。

1 測定期で、光化学オキシダントの環境基準を達成するための目標値として定められている濃度指針を達成した。

非メタン炭化水素濃度の推移〔一般局：6～9��における年平均値〕

濃度指針：午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下



平成19年度 月別非メタン炭化水素濃度 (一般局：6～9��における値)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppmC)	0.52	0.52	0.83	0.66	1.04	0.44	0.45	0.52	0.70	0.78	0.58	0.67
平均値(ppmC)	0.17	0.19	0.23	0.19	0.23	0.16	0.16	0.18	0.22	0.21	0.18	0.15

6～9時3時間平均値の最高値

非メタン炭化水素濃度の6～9��における年平均値上位測定期 (一般局)

市町村名	測定期名	6～9��における年平均値(ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数
足利市	足利市役所	0.30	271	137
宇都宮市	中央	0.28	213	108
小山市	小山市役所	0.17	93	12

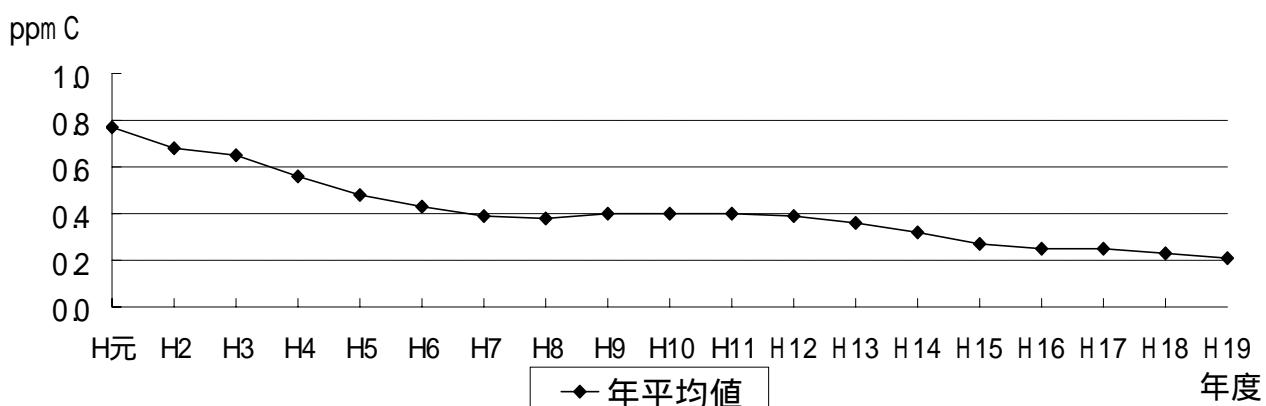
(イ)自動車排出ガス測定局

6測定局で常時監視を実施している。19年度は、全測定局の6時から9時における年平均値が0.21ppmCであり、減少傾向にある。

1測定局で、光化学オキシダントの環境基準を達成するための目標値として定められている濃度指針を達成した。

非メタン炭化水素濃度の推移〔自排局：6～9時における年平均値〕

濃度指針：午前6時から9時までの3時間平均値が0.20ppmCから0.31ppmCまでの範囲内又はそれ以下



平成19年度 月別非メタン炭化水素濃度(自排局：6～9時における値)

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
最高値(ppmC)	0.62	0.57	0.64	0.48	0.57	0.60	0.69	0.56	0.57	0.60	0.70	0.49
平均値(ppmC)	0.17	0.19	0.22	0.21	0.23	0.21	0.20	0.24	0.26	0.26	0.22	0.20

6～9時3時間平均値の最高値

非メタン炭化水素濃度の6～9時における年平均上位値(自排局)

市町村名	測定局名	6～9時における年平均値(ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20ppmCを超えた日数	6～9時の3時間平均値が0.31ppmCを超えた日数
宇都宮市	平出	0.28	257	117
栃木市	平柳町交差点	0.26	253	89
小山市	中央町交差点	0.24	198	82

第3章 有害大気汚染物質等の常時監視

2 測定結果の概要

(1) 環境基準等の達成状況

ア 環境基準設定項目

有害大気汚染物質のうち、環境基準が設定されている4物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタン）について、すべての地点で環境基準を達成した。

また、ダイオキシン類については、すべての地点で環境基準を達成した。

各地点での環境基準達成状況を表3-1に、地点区分（一般環境、固定発生源周辺及び沿道）ごとの環境基準達成状況の経年変化を表3-2に示す。

イ 指針値設定項目

有害大気汚染物質のうち、指針値が設定されている7物質（アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀、ニッケル化合物、クロロホルム、1,2-ジクロロエタン及び1,3-ブタジエン）について、すべての地点で指針値を大きく下回った。

ウ その他の項目

有害大気汚染物質のうち、環境基準又は指針値が設定されていない18物質（ベンゾ[a]ピレン、酸化工チレン、アセトアルデヒド、ホルムアルデヒド、ヒ素、ベリリウム、マンガン、クロム）について、「平成19年度地方公共団体等における有害大気汚染物質モニタリング調査結果について（環境省水・大気環境局 平成20年12月12日公表）」と比較したところ、すべての地点で全国における測定結果と同程度かそれ以下であった。

表3-1 平成19年度における有害大気汚染物質の環境基準達成状況

番号	市町村名(測定地点名)	区分	測定項目				
			ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	ダイオキシン類
1	宇都宮市(西小学校)	一般環境					
2	宇都宮市(細谷小学校)	一般環境					
3	宇都宮市(泉が丘小学校)	一般環境					
4	宇都宮市(雀宮中学校)	一般環境					
5	宇都宮市(城山西小学校)	一般環境					
6	足利市(足利市役所)	一般環境					
7	大田原市(県北健康福祉センター)	一般環境					
8	栃木市(水道庁舎)	一般環境					
9	栃木市(下都賀農業振興事務所)	一般環境					
10	佐野市(佐野市役所本庁舎)	一般環境					
11	日光市(日光市役所本庁舎)	一般環境					
12	益子町(益子町役場)	一般環境					
13	那須塩原市(黒磯保健センター)	一般環境					
14	那須烏山市(県南那須庁舎)	一般環境					
15	宇都宮市(清原東小学校)	固定発生源周辺					
16	真岡市(長田小学校)	固定発生源周辺					
17	真岡市(真岡消防署真岡西分署)	固定発生源周辺					
18	小山市(県南健康福祉センター)	固定発生源周辺					
19	足利市(河南消防署南分署)	固定発生源周辺					
20	鹿沼市(市北犬飼体育館)	固定発生源周辺					
21	佐野市(佐野短期大学)	固定発生源周辺					
22	小山市(中央町交差点)	沿道					

(注) 1 測定地点1～5及び15は宇都宮市、6は環境省が調査を実施した。

2 “ ”は環境基準達成、“×”は未達成を示す。なお、空欄は測定を実施していないことを示す。

(2) 各項目の状況

環境基準が設定されている物質の状況は以下のとおりである。

なお、一般環境の数値は4地点（ダイオキシン類は11地点）における年平均値の算術平均、固定発生源周辺の数値は3地点（同5地点）における年平均値の算術平均、沿道の数値は1地点の年平均値である。

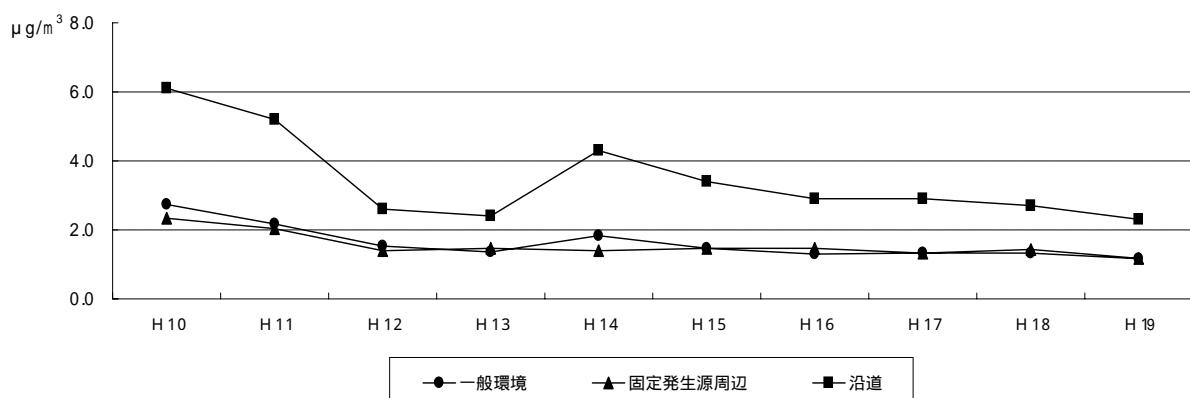
ア ベンゼン

環境基準は、すべての地点で達成している。

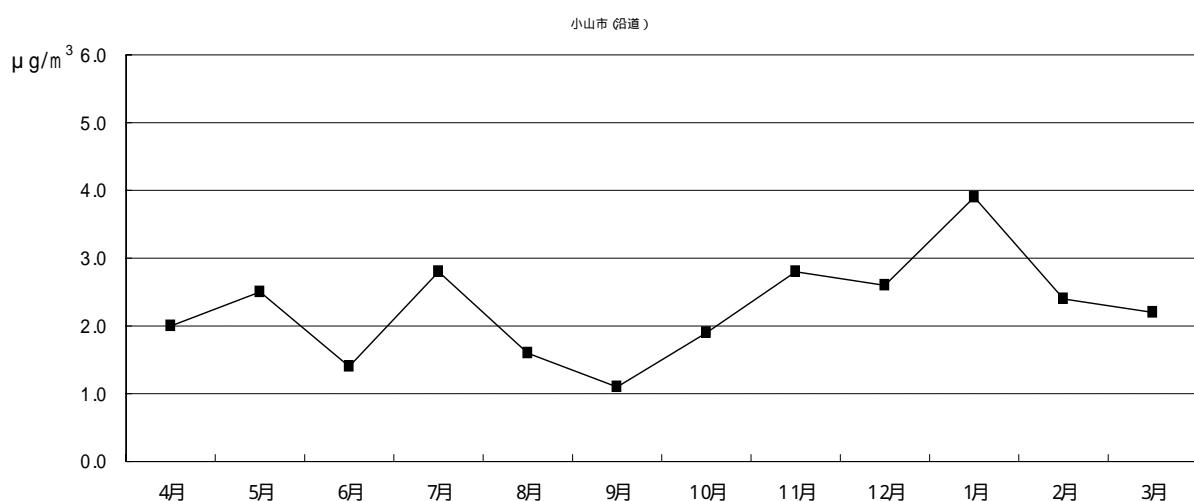
その平均値は、一般環境 $1.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $1.2 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、沿道 $2.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、長期的にみると減少傾向である。沿道については、平成16年度以降、環境基準を達成しており、自動車燃料対策の効果が現れていると推測される。

ベンゼン濃度の推移〔年平均値〕

環境基準：1年平均値が $0.003\text{mg}/\text{m}^3$ ($3 \mu\text{g}/\text{m}^3$) 以下



平成19年度 月別ベンゼン濃度の推移〔沿道〕



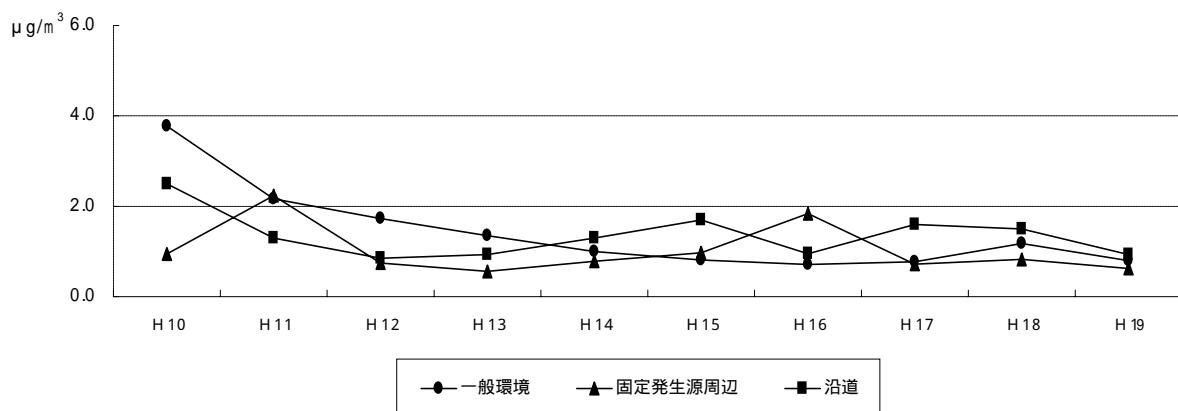
イ トリクロロエチレン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $0.80 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $0.62 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、沿道 $0.93 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、近年は横ばいで推移している。

トリクロロエチレン濃度の推移〔年平均値〕

環境基準：1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3(200 \mu\text{g}/\text{m}^3)$ 以下



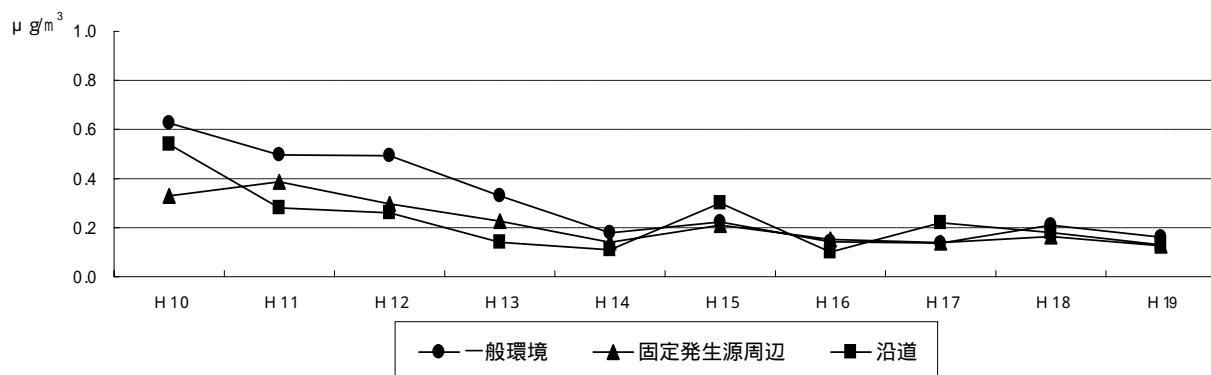
ウ テトラクロロエチレン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $0.16 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $0.13 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、沿道 $0.13 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、近年は横ばいで推移している。

テトラクロロエチレン濃度の推移〔年平均値〕

環境基準：1年平均値が $0.2\text{mg}/\text{m}^3(200 \mu\text{g}/\text{m}^3)$ 以下



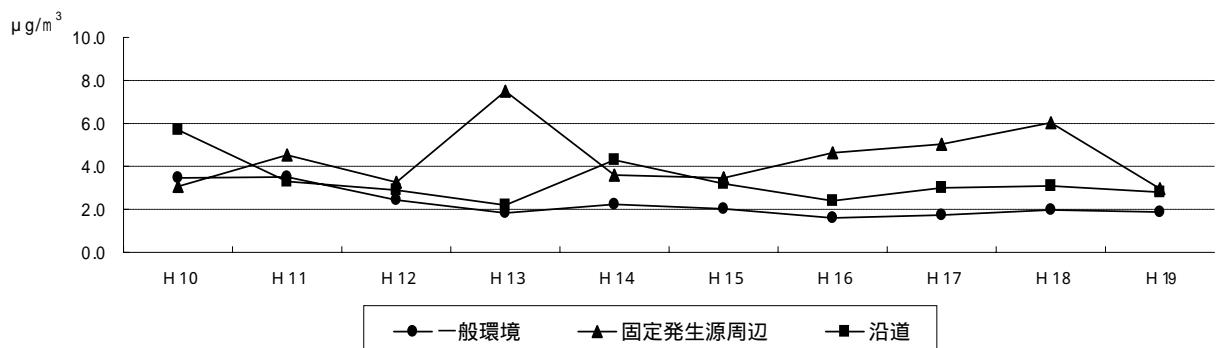
エ ジクロロメタン

環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $1.9 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $3.0 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、沿道 $2.8 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であり、近年は横ばいで推移している。

ジクロロメタン濃度の推移〔年平均値〕

環境基準：1年平均値が $0.15\text{mg}/\text{m}^3(150 \mu\text{g}/\text{m}^3)$ 以下



オ ダイオキシン類

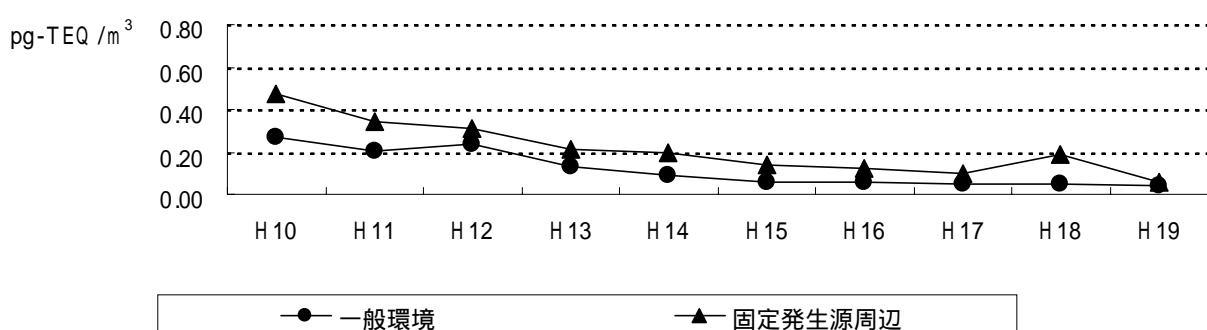
環境基準は、すべての地点で達成している。

その平均値は、一般環境 $0.053\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ 、固定発生源周辺 $0.19\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ であり、ダイオキシン類対策特別措置法による規制の効果等により、長期的にみると減少傾向である。

ダイオキシン類濃度の推移〔年平均値〕

環境基準： $0.6\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ (1年平均値)

(10年度は大気環境指針 $0.8\text{pg-TEQ}/\text{m}^3$ で評価)



3 ダイオキシン類

環境基準 0.6pg-TEQ / m³ [年間平均値]

区分	番号	市町村名	測定地点名	測定結果 (pg-TEQ / m ³)					
				春期	夏期	秋期	冬期	年間平均	
一般環境	宇都宮	西小学校	0.030	0.039	0.030	0.082	0.045		
		細谷小学校	0.026	0.026	0.029	0.060	0.035		
		泉が丘小学校	0.039	0.036	0.040	0.061	0.044		
		雀宮中学校	0.038	0.045	0.044	0.13	0.064		
		城山西小学校	0.019	0.028	0.029	0.043	0.030		
	那須塩原	黒磯保健センター	0.025	0.027	0.017	0.020	0.022		
	栃木	下都賀農業振興事務所	0.029	0.043	0.084	0.062	0.055		
	佐野	佐野市役所本庁舎	0.062	0.044	0.041	0.054	0.050		
	日光	日光市役所本庁舎	0.021	0.020	0.016	0.016	0.018		
	益子	益子町役場	0.025	0.034	0.024	0.031	0.029		
	那須烏山	県南那須庁舎	0.017	0.020	0.018	0.024	0.020		
				平均	0.030	0.033	0.034	0.053	0.037
固定発生源 周辺		宇都宮	清原東小学校	0.020	0.032	0.039	0.11	0.050	
		真岡	真岡消防署真岡西分署	0.037	0.052	0.045	0.049	0.046	
		小山	県南健康福祉センター	0.062	0.072	0.10	0.057	0.073	
		足利	河南消防署南分署	0.040	0.047	0.055	0.079	0.055	
		鹿沼	北犬飼体育館	0.049	0.047	0.042	0.054	0.048	
				平均	0.042	0.050	0.056	0.070	0.054
全体									
				平均	0.034	0.038	0.041	0.058	0.043

(注) 1 ~ は、宇都宮市が調査

2 ~ 、及び は、平成10年度からの継続測定地点。

3 は、平成19年度からの新規測定地点。

第4章 大気汚染定期監視結果

1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量調査結果

佐野市葛生地区は、石灰鉱山等の密集地帯で道路沿道の粉じん量が多い地域であるため、継続して降下ばいじん量を測定している。

(1) 調査方法

ア 調査地点

佐野市葛生地区内 3 地点

イ 調査期間

平成19年4月～平成20年3月

ウ 採取方法

ガラス製ダストジャー（口径12.7cm、高さ27.0cm）に蒸留水250ml及び藻の発生防止剤として0.02N CuSO₄を入れ、1か月間放置することにより採取した。

エ 調査項目

貯水量、pH、不溶解性成分量、溶解性成分量、総降下量

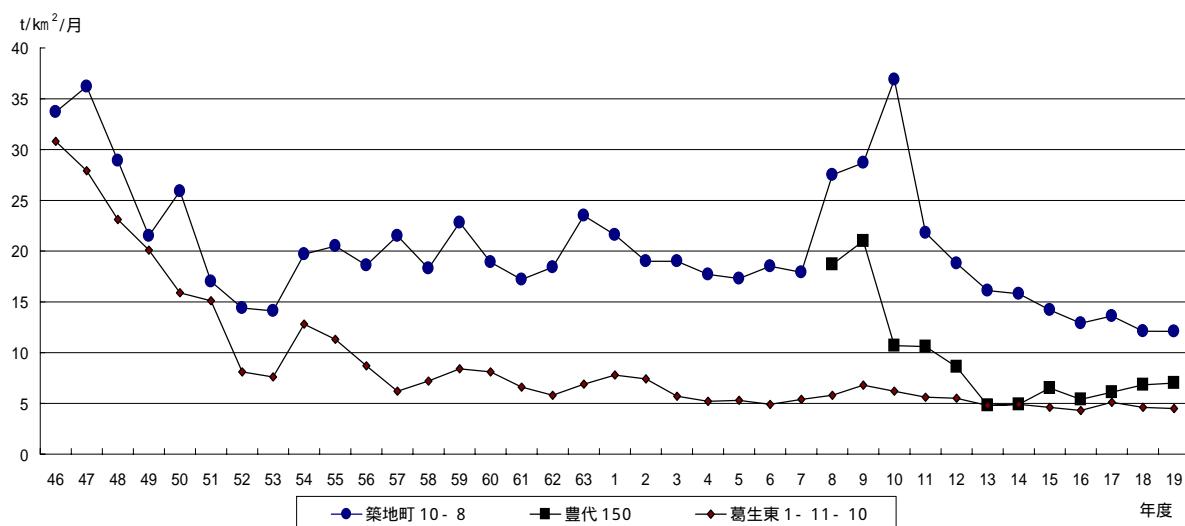
(2) 調査結果

平成19年度の調査結果は表4-1のとおりであり、経年変化は図4-1のとおりである。年平均値は4.6～12.1t/km²/月（18年度：4.6～12.1t/km²/月）であり、長期的には減少傾向にある。

表4-1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量調査結果

調査地点		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年平均値	最高値	最低値
1 築地町 10-8		14.1	12.6	9.6	10.4	8.4	9.2	9.3	10.0	11.8	13.3	20.8	15.2	12.1	20.8	8.4
2 豊代 150		7.1	7.1	5.6	8.4	5.8	6.0	4.1	4.8	4.9	7.7	12.3	10.2	7.0	12.3	4.1
3 葛生東 1-11-10 (葛生庁舎)		5.6	4.9	4.1	4.5	3.5	5.5	2.9	2.6	2.7	3.8	7.2	6.5	4.5	7.2	2.6
平 均		8.9	8.2	6.5	7.7	5.9	6.9	5.4	5.8	6.5	8.3	13.4	10.6	7.8		

図4-1 佐野市葛生地区における降下ばいじん量の推移〔年平均値〕



3 湿性沈着量調査結果

平成19年度より、県内3地点において自動雨水採水器を用いた湿性沈着量調査を開始した。

(1) 調査方法

ア 調査地点

日光市 日光市丸山浄水場

宇都宮市 保健環境センター

小山市 県南健康福祉センター

イ 調査期間

平成19年4月～平成20年3月

ウ 採取方法

「湿性沈着モニタリング手引書（第2版） 環境省」に従い、自動雨水採水器（株小笠原計器製作所製US-330H）を用いて、1～2週間単位で資料の採取を行った。

エ 調査項目

分析項目	分析方法
E C (電気伝導率)	導電率計による方法
p H	ガラス電極法
N H ₄ ⁺ 、C a ²⁺ 、M g ²⁺ 、N a ⁺ 、K ⁺	イオンクロマト法
S O ₄ ²⁻ 、N O ₃ ⁻ 、C l ⁻	同上

(2) 調査結果

調査結果は表4-3のとおりであった。また、p Hの年平均値（降水量で重み付けした加重平均値）は、日光市、宇都宮市、小山市で、4.88、4.65、4.75となった。

各調査項目ごとの年間沈着量は、K⁺を除き日光市が最も少なく、宇都宮市が最も多い結果となった。

調査地点	一般環境（県南地域）						道路沿道					
	県南健康福祉センター			小山市役所小山東出張所			小山市中央町交差点			小山市役所		
調査日	11/27	11/28	11/29	11/27	11/28	11/29	11/27	11/28	11/29	11/27	11/28	11/29
総繊維数濃度(f/ℓ)	0.11	0.40	0.40	0.28	0.057	0.23	0.11	0.68	0.79	N.D.	0.40	0.11
総繊維数加重平均濃度(f/ℓ)	0.30			0.18			0.52			0.17		
アスベスト繊維数濃度(f/ℓ)	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.	N.D.
アスベスト繊維数加重平均濃度(f/ℓ)	N.D.			N.D.			N.D.			N.D.		

単位：f (繊維数・アスベスト数)、f /ℓ (総繊維濃度・総アスベスト濃度)

検出下限値：計数視野数が100視野の場合は0.057f/ℓ、同50視野の場合は0.11 f /ℓ

N.D.：検出下限値未満。ただし、加重平均濃度はN.D.を「0」として算出した。加重平均濃度の「N.D.」は、検出下限値の異なる計数値を平均していることから、「<0.11f/ℓ」を意味する。

栃木県大気汚染常時監視測定結果報告書（平成19年度）

平成21年2月発行

編集・発行：栃木県環境森林部環境保全課（大気環境担当）

〒320-8501

栃木県宇都宮市塙田1-1-20

TEL:028-623-3188 FAX:028-623-3138

E-mail:kankyo@pref.tochigi.lg.jp
